

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.5 2022年12月22日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場 弘恭

「申7号」の業務委員会開催！！

12月20日、静岡支社において「申7号・業務用携帯電話を使用した添乗の試行について」の業務委員会が開催され、議論しました。会社回答と議論の内容は、以下のとおりです。

1. 業務用携帯電話を使用した添乗（リモート添乗）は、添乗とは言えない。直ちに止めること。

回答：リモート添乗は、管理者が業務用携帯電話を介して、乗務員に対して必要な確認や指導等を行うものであることから、通常の添乗に類するものである。加えて異常時や事故発生時、臨時の作業発生時等急遽の場合で、直接添乗を行うことが出来ない場合に、事故防止を図ることを目的として、携帯電話を使用して添乗を行うものである。リモート添乗を中止する考えはない。

2. 会社はこの間、携帯電話の運転中の使用は国土交通省の省令でも禁止されていると説明してきた。今回の、業務用携帯電話を使用した添乗は、省令に違反している。何処に許可を得て実施しているのか、明らかにすること。

回答：リモート添乗を行う際は、起動開始前に携帯電話を設置・発信を

行い、入換終了後に通話を終了して収納することとしており、、運転中に携帯電話に触れることはなく、操作についても行わない。又、会話についても通常の添乗と変わりはないことから、運転中の私的使用には当たらないと考える。よって、許可の必要もない。

3. 今回の事案は、効率化が目的となっているにも関わらず、組合に説明なく実施している。組合軽視であり、直ちに中止すること。

回答：組合への説明は、協約に則り適切に行っている。実際に、貴側のリモート添乗に関する前2項の意見について、本業務委員会を開催し、真摯に対応している。組合軽視には当たらない。

* 主なやり取り

組合：静岡運輸区リモート添乗の試行が運用可能となった場合は、本使用となるのか？

会社：本使用も検討している。リモート添乗を広めておけば、将来的に異常時の対応に役立つと考えている。

組合：静岡運輸区長の(ひらめき)で、始まったのではないかと？

会社：事実として言えば、大阪第二運輸所の業務研究で始まったものであるが、静岡運輸区としては有効になり得る施策として、試行に至った次第である。このようなご時世なので、便利なものは使ってみようとの考えから、検討を進めている。

組合：指令の指示では、十分ではないとの考えか？

会社：指令の指示は、主に無線機対応となる。異常時に何本もの列車

に指示をすることは、なかなか厳しい。場所にもよるが、管理者を現地に派遣させるのも時間がかかり、非効率で現実的ではない。今後の対応を考えて、施行を考えている。

組合：時間短縮のため(列車運行)の、リモート添乗か？

会社：時間短縮というよりも、先ずは安全を確保したいとの考えである。安全に正確に作業を行ってもらうためのものとして、捉えている。異常時に不慣れな乗務員も、安心して確実に作業できるようにフォローしたいとの思いからである。

組合：それならば、管理者が現地で指導する方が確実ではないか？

会社：それは現実的ではない。異常時には、現場に行くための道路が塞がっている場合もある。

組合：リモート添乗を実施する場合、誰がどこで行うのか？

会社：勤務地近隣に在住している管理者が、職場でリモート添乗を行うことが基本となる。

組合：管理者一人が、全ての列車の運用を順番に指示するのか？

会社：今の時点では、検討してはいるがそこまではイメージしていない。これから整理していくことになる。

組合：イメージしていなくても、試行が終わって使えるものだと判断すれば、本使用となるのではないか？

会社：あくまでも本使用に向けて、精査したいと考えている。

組合：リモート添乗は、将来的な管理者の人員削減か？

会社：むしろ、管理者が時間的になかなか添乗しにくい場所を、フォロ

—するためのものである。

組合：リモート添乗の通話だが、周りの声が騒がしかったりして運転に支障はないのか？

会社：現在試行しているリモート添乗は、管理者側はミュート状態である。運転士の声は聞こえる状態にしている。基本的には、管理者側から音声を発する事はない。

組合：運転中に携帯電話に触れる可能性は無いと言えるのか？前方注視の妨げにならないか？

会社：基本的には、携帯電話は運転士の後ろに張り付けるので、運転中に触れることはない。目に入らない場所である。

組合：リモート添乗は、基本的にはテレビ電話で行うのか？

会社：そのとおりである。

組合：運転士側から言わせてもらえば、初めての施策に対しては(違和感・嫌悪感)を、抱いてしまう。その場合に、会社が丁寧に説明をすれば納得することもある。

会社：貴側の意見として聞いておく。今後、検討していく。

組合：3の回答で「業務委員会を開催し、真摯に対応しているから組合軽視には当たらない」としているが、前段の説明が大前提ではないのか？後出しではないのか？

会社：協約に基づいて、しっかりと対応している。

組合：今後も、会社の施策に対して疑義が生じれば申し入れをする。

それに対して、基本的には団体交渉を開催する事を、強く求め

る。

会社：会社としては、業務委員会を開催することでしっかりと対応することを基本として考えている。お答えできる事に対しては、これからも誠実にお答えする。

以上